

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(平成23年4月28日付、保医発0428第3号、平成23年4月28日適用)により、下記の検査項目の実施上の留意事項が一部改正されましたのでご案内申し上げます。

謹白

◎実施上の留意事項が一部改正された検査項目

| 項目名 | 保険点数 | 区分 |
|-------------|-------|---|
| HER2遺伝子標本作製 | 2500点 | 区分番号「N005」 (1)中「乳癌の術後の患者又は乳癌の転移が確認された乳癌患者に対して、」及び(3)を削除する。 |

[通知文書より]

N005 HER2遺伝子標本作製

- (1) HER2遺伝子標本作製は、乳癌の術後の患者又は乳癌の転移が確認された乳癌患者に対して、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。
- (2) 本標本作製と区分番号「N002」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「3」を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (3) 治癒切除不能な進行又は再発の胃癌患者に対して行う場合は、乳癌患者に行う場合に準じる。



株式会社 ビー・エム・エル

本社：〒151-0051東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-3 総合研究所：〒350-1101埼玉県川越市越市場1361-1

URL：<http://www.bml.co.jp/>

☎ 049(232)3131 FAX 049(232)3132

資料、お問い合わせは担当者または最寄りの営業所までお願い致します。